

○ 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行																	
<p>1 附則 （この法律の失効）</p> <p>2 この法律は、平成四十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、空港周辺地域整備計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成四十一年度以降に繰り越されるものについては、第三条及び第五条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>3・4 （略）</p>		<p>1 附則 （この法律の失効）</p> <p>2 この法律は、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、空港周辺地域整備計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成三十一年度以降に繰り越されるものについては、第三条及び第五条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>3・4 （略）</p>																	
<p>別表（第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">事業の区分</td> <td>事業主体</td> <td>国の負担割合</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>		事業の区分		事業主体	国の負担割合	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>別表（第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>道路</td> <td>事業の区分</td> <td>事業主体</td> <td>国の負担割合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般国道（道路法第五条第一項の規定による一般国道をいう。）又は主要な県道（同法第七条第一項の規定による県道をいう。）若しくは市町村道（同法第八条第一項の規定による市町村道をいう。）として政令で定めるものの新設又は改築（次に掲げるものを除く。）</td> <td>市 県</td> <td>四分の三の範囲内で政令で定める割合 十分の七の範囲内で政令で定める割合</td> </tr> </table>		道路	事業の区分	事業主体	国の負担割合		一般国道（道路法第五条第一項の規定による一般国道をいう。）又は主要な県道（同法第七条第一項の規定による県道をいう。）若しくは市町村道（同法第八条第一項の規定による市町村道をいう。）として政令で定めるものの新設又は改築（次に掲げるものを除く。）	市 県	四分の三の範囲内で政令で定める割合 十分の七の範囲内で政令で定める割合
事業の区分		事業主体	国の負担割合																
（略）	（略）	（略）	（略）																
道路	事業の区分	事業主体	国の負担割合																
	一般国道（道路法第五条第一項の規定による一般国道をいう。）又は主要な県道（同法第七条第一項の規定による県道をいう。）若しくは市町村道（同法第八条第一項の規定による市町村道をいう。）として政令で定めるものの新設又は改築（次に掲げるものを除く。）	市 県	四分の三の範囲内で政令で定める割合 十分の七の範囲内で政令で定める割合																

		(略)	(略)		
(略)			(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		生活環境 施設	河川		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八條第一項に規定するごみ処理施設及びし尿処理施設の設置	下水道法第二條第二号に規定する下水道の設置又は改築		河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四條第一項に規定する一級河川の改良工事	道路法第二條第一項に規定する道路の改築で政令で定めるもの)
市町村	市町村	県	知事	市町村	町村
三分の一	合 定 め る 割	の 範 囲 内 で 政 令 で 定 め る 割	四 分 の 三	三 分 の 二	十 分 の 八
		合		合	

					(略)	(略)
			農地及び農業用施設		(略)	(略)
独立行政法人水資源機構法 (平成十四年法律第八十二号) 第二条第二項に規定	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人水資源機構	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
百分の七十五	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

					消防施設	教育施設
			農地及び農業用施設			
独立行政法人水資源機構法 (平成十四年法律第八十二号) 第二条第二項に規定	土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち国営土地改良事業又は独立行政法人水資源機構が行う次に掲げる事業に関連して行うもの	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業(次に掲げるものを除く。)	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校の建物の新築、増築又は改築	市町村
独立行政法人水資源機構	国以外の者	国	市	町村		市町村
百分の七十五	百分の六十五	百分の六十	百分の七十五	三分の二	十分の六	三分の二

	<p>する水資源開発施設 (かんがいに係るものに限 る。)の新築又は改築</p>
	<p>する水資源開発施設の新築 (かんがいに係るものに限 る。)</p>